

耐空性審査要領（昭和35年12月28日付 空検第443号）を廃止し、あらたに耐空性審査要領を次のように定める。

耐空性審査要領

- 1 航空機又は装備品が航空法施行規則附属書第一「航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」に適合するかどうかの審査は、この要領の定めるところによる。
- 2 材料、部品等の個々の審査は、JIS、MIL、TSO、その他航空機検査官が適当と認めた規格によるものとする。
- 3 この要領の制定又はこの要領の改正前に型式証明を受けたことのある航空機と同一の型式の航空機又は耐空証明を受けたことのある航空機に係る耐空性審査については、当該型式証明又は耐空証明を行うための検査を実施した時に適用した要領又は方法によるものとする。

国際民間航空条約の締約国たる外国において型式証明を受けたことのある航空機と同一の型式の航空機又は耐空証明を受けたことのある航空機については、当該型式証明又は耐空証明の申請の受理があった時において有効な我が国の要領又は方法によるものとする。ただし、航空局長が必要と認める場合には、当該申請の受理があった後において有効な我が国の要領又は方法によることができる。
- 4 この要領の制定又はこの要領の改正前に型式証明を受けたことのある航空機と同一の系列に属する型式の航空機であると航空機安全課長が認定した型式の航空機に係る耐空性審査については、当該型式証明を行うための検査を実施した時に適用した要領又は方法によるものとする。

国際民間航空条約の締約国たる外国において型式証明を受けたことのある航空機と同一の系列に属する型式の航空機であると航空機安全課長が認定した型式の航空機については、当該型式証明の申請の受理があった時において有効な我が国の要領又は方法によるものとする。ただし、航空局長が必要と認める場合には、当該申請の受理があった後において有効な我が国の要領又は方法によることができる。
- 5 この要領の一部が適用できない場合又は他の方法による方が適当と思われる場合には、航空機検査官は、航空法施行規則附属書第一「航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」に規定する範囲内で、これを省略または変更することができる。この場合において、航空機検査官は、その旨を遅滞なく航空機安全課長に報告しなければならない。
- 6 この要領の第Ⅰ部、第Ⅱ部（第8章を除く。）、第Ⅲ部、第Ⅳ部、第Ⅴ部、第Ⅶ部（附録Cを除く。）及び第Ⅷ部（附録Bを除く。）は、それぞれ1965年2月1日付FAR、PART.1、23、25、27、29、33及び35に対応するものであり、かつ、FAR AMENDMENT 1-65、23-64、25-146、27-50、29-57、33-34及び35-10ま

を含むものである。

さらに、第Ⅲ部の2及び第Ⅲ部の3は、それぞれ2007年11月8日付 FAR、PART. 26 (Subpart A 及び B) 及び2001年5月7日付 SFAR-88 に対応するものであり、かつ、2002年12月9日付 SFAR-88 までを含むものである。

また、第Ⅵ部、第Ⅶ部附録C、第Ⅷ部附録Bは、2003年11月14日付 EASA CS-22 に対応するものであり、かつ、CS-22 AMENDMENT 3 までを含むものである。

7 特別遡及要件

I 改正前に耐空証明が行われたことのある飛行機と同一の型式の飛行機又は同一の系列に属する型式の飛行機であって、定期航空運送事業の用に供されるものにおいて使用される座席クッションに係る耐空性検査については、前文第3項又は第4項の規定にかかわらず、昭和63年8月2日から改正後の第Ⅲ部4-10-2-3の規定の定めるところによるものとする。

II 平成7年4月17日以降に製造される耐空類別回転翼航空機輸送TA級及びTB級の航空機、並びに平成13年2月28日以降に製造される耐空類別回転翼航空機普通Nの航空機において使用される座席、安全バンド及び縛帯に係る耐空性審査については、前文第3項又は第4項の規定にかかわらず、次の規定を追加して適用するものとする。

(1) 各搭乗者用座席には、一点解放式の組合された安全バンド及び肩バンドを装備しなければならない。各操縦士用の安全バンド及び肩バンドの組合せは、安全バンド及び肩バンドを締めて着座した時、各操縦士が運航に必要な全ての操作が可能であるようになっていなければならない。使用しないときは、回転翼航空機の運航及び緊急時の急速脱出の障害とならないよう、安全バンド及び肩バンドを固定する方法を講じておかななければならない。

(2) 各搭乗者は、いかなる有害な物体との接触からも頭部を保護するような安全バンド及び肩バンドにより、重大な頭部損傷から保護されていなければならない。

(3) 安全バンド及び肩バンドは、当該回転翼航空機型式証明基準に規定された静的及び動的強度要件に適合しなければならない。

III 型式証明を受ける際に適用された規定が以下に掲げられた規定よりも前に発効された規定を適用している耐空類別飛行機輸送 T の航空機については、前文第3項又は第4項の規定にかかわらず、当該飛行機に以下に掲げられた規定が特別に遡って適用される。

(1) 型式証明を受けた飛行機より乗客定員を増加させることを含む追加型式設計（又は型式設計の変更）の申請を行う場合には、申請者は当該申請の時期にかかわらず次の規定を適用するものとする。

a 耐空性審査要領第Ⅲ部（昭和43年7月6日付、空検第397号）4-4-1-4、4-6-7-7、4-6-8-3、4-7-2-3 bから3-7-2-3 i まで、4-7-2-4、4-7-2-5、4-7-4-1、4-7-4-3、4-7-4-4、4-7-5-6、4-7-5-8、4-7-6、4-7-6 A、4-7-7-1から4-7-7-3まで、4-

7-8、4-7-9、4-10-2-1及び4-10-2-2、4-10-3-1、5-3-2-6並びに6-3-5-3

b 耐空性審査要領第Ⅲ部（昭和45年11月7日付、空検第419号）4-7-2-2及び4-7-2-3 a

(2) 昭和63年10月16日より後に製造された飛行機に適用される追加型式設計（又は型式設計の変更）の申請を行う場合には、申請者は当該申請の時期にかかわらず、耐空性審査要領第Ⅲ部（平成3年2月26日付、空機第186号）4-7-4-3 gの規定に適合することを証明しなければならない。

(3) 国土交通大臣が認めた場合を除き、追加型式設計（又は型式設計の変更）の内容が（1）及び（2）に該当する場合、申請者は当該規定のその後の改訂版に適合することを証明しなければならない。

IV 我が国の型式証明若しくは耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による型式証明（以下、本項において「型式証明等」という。）を行うための検査を実施した時に、平成15年8月29日当時において有効であった耐空性審査要領第Ⅳ部（FAR Part27のAmendment27-37以降の改正に相当する改正部分を除く。）若しくは平成15年8月29日より前において有効であった耐空性審査要領第Ⅳ部又はこれらに相当する外国の要領若しくは方法（以下、本項において「旧要領」という。）が適用された耐空類別回転翼航空機普通Nの航空機については、前文第3項又は第4項の規定にかかわらず、次の規定を適用するものとする。

(1) 平成15年8月29日当時において有効であった耐空性審査要領第Ⅳ部（FAR Part27のAmendment27-38以降の改正に相当する改正部分を除く。）（以下、本項において「新要領」という。）のすべての規定に適合することが証明される場合に限り、最大乗客用座席数を8席又は9席としてもよい。

(2) 以下のa又はbの規定に従う場合に限り、最大重量を2,730kg（6,000lb）を超える重量としてもよい。

a 最大乗客用座席数は、旧要領を適用して型式証明等が行われた時に承認されている最大乗客用座席数を超えてはならない。

b 新要領のすべての規定に適合することを証明しなければならない。

V 平成27年8月1日以降、耐空類別飛行機輸送Tの飛行機については、前文第3項又は第4項の規定にかかわらず、耐空性審査要領第Ⅲ部の2及び第Ⅲ部の3の規定を追加して適用するものとする。

8 ETOPSの型式設計の承認に係わる特別規定

I 次の耐空類別飛行機輸送Tの飛行機についてETOPSの型式設計の承認を申請する申請者については、II及びIIIを適用する。

(1) 2007年2月15日時点で有効な型式証明を有している。又は、

(2) 2007年2月15日以前に最初の型式証明の申請が行われている。

II 双発機

(1) 180分以内のETOPSの型式設計の承認については、申請者は第Ⅲ部7-2-14に適合させなければならないが、第Ⅲ部の附録K. 1-4の次の

条項に適合させる必要はない。

- a 附録K. 1-4-1 燃料系統の圧力と流量の要件
- b 附録K. 1-4-1-3 低燃料量警報、及び
- c 附録K. 1-4-3 発動機滑油タンク設計

(2) 180分を超えるETOPSの型式設計の承認については、申請者は第Ⅲ部 7-2-1 4に適合させなければならない。

Ⅲ 2発を超える発動機を装備した飛行機

2015年2月17日以降に製造される飛行機にあつては、ETOPSの型式設計の承認の申請者は、第Ⅲ部 7-2-1 4に適合させなければならないが、構造上その操縦並びに発動機及び機体の取扱いのために三人を要する飛行機にあつては、申請者は第Ⅲ部の附録K. 1-4-1-3の低燃料量警報に適合させる必要はない。